

広島県告示第九百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年十月二十四日

広島県知事
湯崎英彦

				区域の名称		土砂災害警戒区域	所在地 広島県広島市安芸区上瀬野町及び同市安芸区瀬野町地内
				土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			
				表区域示の		土砂災害特別警戒区域	
				区域の名称			
瀬野川支川 (六五)	上立石(四三 三〇一二)	上瀬野町(四 七五六)	崩壊	急傾斜地の	崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり				表区域示の	土砂災害特別警戒区域
瀬野川支川 (六五)	上立石(四三 三〇一二)	上瀬野町(四 七五六)	崩壊	急傾斜地の	崩壊	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
土石流	崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり				号三律の土砂災害警戒区域等に規定する土砂災害警戒区域の表示を示す。第ニ項に規定する土砂災害警戒区域等ににおける防止対策を示す。第ニ項に規定する土砂災害警戒区域等ににおける防止対策を示す。	土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。